

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和 6年 6月 24日</p>	
<p>長野県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">提出者 住 所 名古屋市中区栄一丁目2番7号 氏 名 五洋建設株式会社名古屋支店 常務執行役員支店長 梶元淳二 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 052-209-8957</p> <p style="text-align: center;">(担当 名古屋支店安全品質環境部長 平手克典)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	五洋建設株式会社 名古屋支店
事業場の所在地	名古屋市中区栄一丁目2番7号
計画期間	令和6年度(令和6年4月1日~令和7年3月31日)
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06: 総合工事業
②事業の規模	売上高: 565,870百万円(全社)
③従業員数	3,274名(全社)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p style="text-align: center;">【凡例】 委託契約(直接) ----- 収集・運搬 ----- 自社運搬 -----</p>

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
1 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・職員・作業員に分別の教育を実施する。 ・資機材の搬入に当たっては、省梱包・無梱包を依頼する。 ・仕上げ材(ALC・成型セメント版等)等をプレカット納品で依頼する。 ・コンクリートガラを場内で再生砕石として再利用する。 ・汚泥を改良し、埋め戻し材として再利用する。 ・ダンボール、金属くずを再生資源として搬出する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・再生資源抑制策を抽出した「ゼロエミッション・チェック表」で着手時に抑制計画を定める。施工部、安全品質環境部も含めた工事事前検討会にて抑制計画内容を照査し、改善指導を行う。施工中の取り組み状況を各部署の巡視時に確認し、不足する点については是正および指導を行う。		

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 【分別種類】 廃プラ、金属くず、コンクリート塊、アス・コン塊、紙くず、木くず、繊維くず、混廃(安定型)、混廃(管理型) 【取組】 分別ボックスの多品目配置(鉄缶、フレコン)、仮置き用「ハテナ?ボックス」による未分類抑制
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 【分別種類】 ・ 【取組】 今後も継続

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	
1 現状	【前年度（令和5年度）実績】

		産業廃棄物の種類	別紙の通り	
		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
		(これまでに実施した取組) 該当なし		
	②計画	【目標】		
産業廃棄物の種類		別紙の通り		
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		t	t	
(今後実施する予定の取組) 該当なし				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

1 現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	別紙の通り		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t	
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t	
	(これまでに実施した取組) 該当なし			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	別紙の通り		
	自ら熱回収を行う産 業廃棄物の量	t	t	
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t	
	(今後実施する予定の取組) 該当なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	
1 現状	【前年度（令和5年度）実績】

②計画	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 該当なし			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

1 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・回収品目の再生利用率を調査し、再生品利用を行う事業者と委託契約を締結している。 ・廃掃法に基づく適正処理に関する環境専門教育を工事担当者に実施している。 ・優良事業者との委託契約を推奨している。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	

	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処 理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良認定処理業者への委託を推進する。 ・より一層の分別を図り、混合廃棄物量を削減する。 			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和6 年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

単位：t

実績：前年度産業廃棄物排出量

計画：当年度産業廃棄物排出量の目標値

産業廃棄物の種類	総排出量		自ら再生利用を行った（行う）量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量		処理の委託											
	自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量		自ら熱回収を行った（行う）量		自ら中間処理により減量した（する）量		自ら直接埋立・海洋投入処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立・海洋投入処分する量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			
	①		②+⑧		⑤		⑦		③+⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭			
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画		
法律	1 燃え殻	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000		
	2 汚泥	83.600	20.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	83.600	20.000	0.000	0.000	83.600	20.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	3 廃油	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	4 廃酸	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	5 廃アルカリ	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	6 廃プラスチック類	36.799	50.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	36.799	50.000	5.160	20.000	31.639	30.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
政令	1 紙くず	3.000	5.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	3.000	5.000	3.000	5.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	2 木くず	60.590	40.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	60.590	40.000	33.750	40.000	26.840	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	3 繊維くず	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	4 動植物性残さ	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	5 ゴムくず	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	6 金属くず	0.266	1.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.266	1.000	0.000	0.000	0.266	1.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	41.138	20.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	41.138	20.000	0.000	0.000	41.138	20.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	8 鉱さい	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	9 がれき類	2,686.820	400.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	2,686.820	400.000	0.000	0.000	2,686.820	400.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	10 家畜ふん尿	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	11 家畜の死体	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	12 動物系固形不要物	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	13 ばいじん	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	14 処分するために処理したもの	34.788	50.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	34.788	50.000	20.098	50.000	14.690	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
合計	2,947.001	586.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	2,947.001	586.000	62.008	115.000	2,884.993	471.000	0.000	0.000	0.000	0.000		

※ 総排出量＝自ら再生利用を行った（行う）量＋自ら中間処理により減量した（する）量＋自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量＋全処理委託量

【記載方法】

- 各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の左に前年度の実績（現状）を右に本年度の目標（計画）の産業廃棄物の量を記載してください。
- 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、右欄にそれぞれの内訳を記載してください。
- 「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- 「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量を記載してください。